



官公需施策の枠組みと 官公需小委員会について

平成26年4月23日

中小企業庁事業環境部取引課

官公需政策の枠組みについて

1. 中小企業・小規模事業者にとって民間受注のみならず、官公需受注の増大は極めて重要。
2. このため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年制定、「以下「官公需法という。」)」に基づき、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大が必要。
3. これを具体化するために、官公需法第4条に基づき、「中小企業者に関する国等の契約に関する方針」を毎年6月に閣議決定している。(地方公共団体も、国等に準じて取り組みを行う。)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(要約)
(制定: 昭和41年6月30日 法律第97号)

第1条(目的)

国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合には、中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資すること。

第2条(定義)

国等とは、国の機関及び独立行政法人等をいう。

中小企業者とは、政令で定める者をいう。

第3条(受注機会の増大の努力)

国等は、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

第4条(契約の方針の作成等)

国は、毎年度「国等の契約に関する方針」を作成し、閣議決定し、公表しなければならない。

第5条(実績の概要の通知)

各省大臣は、毎会計年度終了後、契約実績の概要を経済産業大臣に通知する。

第6条(各省各庁等に対する要請)

経済産業大臣等は、各省大臣に中小企業者の受注機会増大のためにとるべき措置を要請できる。

第7条(地方公共団体の施策)

地方公共団体は、国に準じた施策を講じるよう努めなければならない。

【中小企業者に対する国等の契約の方針】

- 第1 中小企業・小規模事業者の受注機会拡大のための措置
(官公需情報の徹底、受注し易い発注とする工夫等)
- 第2 中小企業・小規模事業者向け契約目標
(官公需総予算に占める平成25年度中小企業目標56.6%)
- 第3 官公需対策における政府一体の取り組み

平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針 の概要

(下線は新規・拡充項目)

第1 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- ・官公需相談に適切に対応
- ・適正な納期・工期を設定し、迅速な支払に対応
- ・地域要件の設定や地域への精通度等、地域中小企業を適切に評価
- ・最近の実勢価格等を踏まえ、適切に予定価格を作成

2 官公需情報の提供の徹底

- ・各府省、公庫等ごとに契約目標及び実績金額を公表
- ・発注計画の策定、提供及び性能、規格等の十分な説明に努める
- ・官公需情報ポータルサイトにより、入札情報を提供
- ・「官公需相談窓口」等、相談体制の整備を図る

3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- ・総合評価落札方式の適切な活用を努める
- ・分離・分割発注を推進
- ・適正な納期・工期を設定し、納入条件等を明確化するよう努める
- ・競争契約参加資格の申請書類の統一化、簡素等を推進

4 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ・技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大
- ・地域の中小企業・小規模事業者を積極的に活用
- ・中小企業・小規模事業者の特性を踏まえ、評価項目を考慮
- ・中小工事の早期発注等、中小建設業者に配慮
- ・新規開業及び創意工夫ある中小企業・小規模事業参入の促進

5 ダンピング防止対策等の推進

- ・ダンピング防止について、ホームページ等で周知
- ・最近の実勢価格等を踏まえ、適切に予定価格を作成
- ・国等は、低入札価格調査制度を適切に活用

第2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

平成25年度における国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標金額約4兆1,902億円
(官公需総予算額に占める割合56.6%)

第3 官公需対策における政府一体の取組み

- ・国等は、本方針の一層の普及及び徹底を図る
- ・中小企業庁は、上記第1の措置状況について公表
- ・中小企業庁は、地方公共団体の官公需施策の事例等を取りまとめ、公表

「中小企業者に関する国等の契約の方針」策定における官公需小委員会の役割について

1. 毎年6月中旬頃に閣議決定。
2. 閣議決定に向けて、有識者、発注者としての地方公共団体、国立大学法人、受注者として官公需の主要分野である工事、役務及び物件の実務者など計13名で構成される官公需小委員会で翌年度の契約の方針の方向性について審議。
3. 小委員会での議論を踏まえ、各府省との協議を経て、閣議決定したものを各委員へ報告。
4. 翌年度の官公需小委員会において、各府省、独法、国立大学法人、地方公共団体等の契約の方針の実施状況について、レビューし、その結果等を踏まえて、翌年度の契約の方針を議論する。

	26年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月
官公需小委員会	○ (11日)											
契約の方針に係る各府省 協議			→									
閣議決定				○ (中旬)	○ 官報掲載 (上旬)							
地方への説明会の開催					→							
官公需契約実績・目標値 の地方自治体への依頼		→	→	→	→			○ (公表)				
官公需発注状況に係る調 査分析									→	→	→	→

第1回官公需小委員会(平成26年3月11日)の主な指摘事項について

- ・ 今後の中小企業政策課題における官公需施策のあり方
 - ・ 官公需の現場の視点から改善すべき課題等
- などについて、議論した。主な指摘事項は、以下の通り。

○小規模企業振興基本法案の閣議決定(平成26年3月7日)などを踏まえ、官公需情報ポータルサイトについて、小企業を含む小規模事業者が必要とする発注情報を迅速かつ的確に入手出来るように開発、運営する。加えて、小規模事業者に対する入札参加機会の弾力化を図る。

○官公需ポータルサイトについて、小規模事業者が官公需情報を入手するための手段として大変期待している。利用者側の視点に立ってシステム開発するとともに使いやすくなるのではないか。商工会、商工会議所の経営指導員からもサイトのPRして頂ければ有り難い。

○政府一体となって消費税転嫁対策に万全を期するため、消費税転嫁対策特別措置法、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法などの関係法令の遵守を求めることとする。

○中小企業者向け目標と実績とに3%程度の乖離があるので、乖離の分析と埋めるべき取り組みが必要。

○ダンピング防止対策の強化として、これまでのホームページでの周知に加え、入札説明書などで周知を徹底することが必要。

○地方公共団体の場合、介護や教育、福祉などに出される発注は、NPO法人指定で発注されることが多いので、小規模事業者は閉め出されてしまう。小規模事業者に対する受注機会の拡大が必要。

○従業員20名程度の会社だと一々官庁に書類を提出に行くのは煩雑であり、営業をカバーするためにも電子調達の推進が必要である。

4. 今後のスケジュール等について

○関係各府省とも協議を進め、本年6月中には、閣議決定の予定。(去年は6月25日)

○閣議決定後、各府省大臣等、都道府県知事、人口10万人以上の市長等に対し、経済産業大臣名による要請文書を提出。

○全国50カ所で説明会を開催し、国の地方支分部局、地方公共団体、官公需適格組合などに対して、要請の趣旨をきめ細かく説明。

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 官公需小委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

荒 牧 知 子	荒牧公認会計士事務所公認会計士
浦 上 裕 史	相模原事務用品協同組合監事
小 野 徹	一般社団法人全国中小建設業協会副会長
衣 笠 由美子	株式会社衣笠商会常務取締役
高 橋 恭 子	株式会社トリガーコーポレーション代表取締役
高 橋 はるみ	北海道知事
堤 香 苗	株式会社キャリア・マム代表取締役
牧 野 光 朗	飯田市長
◎ 村 上 政 博	成蹊大学教授、一橋大学名誉教授、弁護士
陽 田 秀 夫	福島県建築設計協同組合顧問
吉 永 達 雄	国立大学法人佐賀大学事務局長
渡 辺 健 司	渡辺建設株式会社代表取締役
渡 邊 浩 一	協業組合仙台清掃公社理事長

◎: 委員長

参考3. 中小企業・小規模事業者向け契約の平成24年度実績及び平成25年度目標

			(単位：億円、%)			
各府省等名	平成24年度実績			平成25年度目標		
	官公需総実績額 (A)	中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)	実績比率 (B／A)	官公需総予算額 (A)	中小企業・小規模事業者向け契約目標額 (B)	目標比率 (B／A)
衆議院	110	33	29.6	123	68	55.0
参議院	17	6	37.0	31	17	56.0
最高裁判所	263	109	41.6	273	131	48.2
会計検査院	9	3	34.0	8	5	68.9
内閣・内閣府	1,343	690	51.4	1,149	635	55.3
復興庁	6	3	43.7	9	5	62.1
総務省	432	232	53.6	250	128	51.2
法務省	1,449	509	35.1	1,189	672	56.6
外務省	100	37	37.4	103	74	72.0
財務省	627	366	58.4	621	364	58.5
文部科学省	514	449	87.3	545	483	88.5
厚生労働省	547	378	69.0	829	570	68.7
農林水産省	2,378	1,871	78.7	2,645	2,073	78.4
経済産業省	118	67	57.3	170	106	62.4
国土交通省	24,526	13,617	55.5	25,564	14,270	55.8
環境省	493	177	35.9	311	220	71.0
防衛省	7,321	3,105	42.4	9,469	4,209	44.5
国計	40,254	21,653	53.8	43,288	24,031	55.5
公庫等計（注１）	30,927	16,414	53.1	30,780	17,871	58.1
国等計（注２）	71,181	38,067	53.5	74,068	41,902	56.6

注1：「公庫等」とは、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の195法人が対象（平成25年4月1日現在）。

注2：計の欄の金額は、それぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

参考 4. 国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年 度	目 標			実 績		
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比 率	官公需総実績額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比 率
15	106,940	48,450	45.3	104,625	48,658	46.5
16	98,484	45,023	45.7	99,850	46,524	46.6
17	93,032	43,441	46.7	88,078	41,286	46.9
18	82,121	39,346	47.9	86,559	41,152	47.5
19	84,560	42,406	50.1	87,601	41,906	47.8
20	82,651	42,132	51.0	90,334	41,652	46.1
21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
23	67,467	37,915	56.2	68,791	36,256	52.7
24	68,052	38,312	56.3	71,181	38,067	53.5
25	74,068	41,902	56.6			

注 1：「国等」とは、国の機関に公庫等（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公庫等の 195 法人）を加えたもの（平成 25 年 4 月 1 日現在）。

注 2：「官公需総予算額」とは、当初予算額、又は「契約の方針」の閣議決定までに成立した補正予算がある場合には、当初予算にこれを加えた額をいう。

注 3：官公需対象品目について、平成 21 年度実績及び平成 22 年度目標から中小企業・小規模事業者の受注可能性がないもの（一部の医薬品、海上保安船舶等）を除外する等の見直しを行った。

注 4：平成 22 年度の官公需総実績額及び中小企業・小規模事業者向け契約実績額、平成 23 年度の官公需総予算額及び中小企業・小規模事業者向け契約目標額には、東日本大震災により被災し集計不能となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

参考5. 地方公共団体の契約実績

(単位：億円、%)

年度	契 約 実 績		
	官公需総額 (A)	中小企業・小規模事業者向け (B)	比率 (B)/(A)
平成14年度	155,014	114,114	73.6
平成15年度	144,402	109,083	75.5
平成16年度	136,087	101,492	74.6
平成17年度	132,904	98,879	74.4
平成18年度	131,018	99,422	75.9
平成19年度	122,899	92,696	75.4
平成20年度	122,353	92,027	75.2
平成21年度	129,881	98,635	75.9
平成22年度	117,726	88,909	75.5
平成23年度	127,826	92,974	72.7
平成24年度	128,038	96,763	75.6

(注) 地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び特別区を対象としている。